

環境表示の信頼性確保のための取組状況調査（結果概要）

1. 目的

平成 20 年 1 月に発覚した古紙パルプ配合率偽装問題に端を発する一連の偽装は、製造事業者、流通・小売事業者及び購入者の相互の信頼関係の上に成り立つグリーン購入の根幹を揺るがすものであり、環境配慮型製品の普及・推進を図る上で非常に大きな懸念材料となった。

これを受け、環境省では、平成 21 年度から、特定調達物品等である旨の表示の信頼性確保のための手法のあり方について検討を実施し、科学的検証手法の検討を行うとともに、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」（以下、「信頼性確保ガイドライン」という。）及び「環境表示ガイドライン」の策定・改訂を行い、普及啓発を図ってきた。

平成 25 年度に開催された有識者による検討会の最終取りまとめにおいても、「適切な情報開示を行うという自己適合宣言の意義を理解し、両ガイドラインで求められる取組を確実に実施することが重要であり、両ガイドラインの普及を図るとともに、事業者の信頼性確保の取組の確実な実施を促す必要がある」とされており、昨年度と今年度の 2 ヶ年にわたり、市場に流通している特定調達物品に関する製造事業者等の信頼性確保の取組状況について、アンケート調査を実施した。

2. 概要

- 時 期：平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月（平成 25 年度調査）
平成 26 年 8 月～平成 26 年 11 月（平成 26 年度調査）
- 方 法：アンケート票をメール又は郵送で送付・回収
- 品 目：以下 8 品目（表 1）
- 対 象：業界団体が、事業者規模等を勘案して、品目ごとに 10～30 社の事業者を選定
各社とも、特定調達物品の中で最も販売量の多い製品について回答

表 1 調査品目・対象及び回答状況

品目	年度	対象(社)	回答数(社)	回答率(%)	備考	
コピー用紙	25	製造事業者	7	7	100	うち 1 社は塗工印刷用紙について回答
ボールペン			8	7	87.5	
蛍光ランプ			6	5	83.3	
事務机	26		10	9	90.0	
LED ランプ			23	13	56.5	LED 照明を含む
カートリッジ			26	13	50.0	トナー及びインクの両品目を対象
制服			25	10	40.0	
印刷		印刷事業者	30	10	33.3	

3. 調査項目

- 信頼性確保ガイドライン及び環境配慮ガイドラインに基づく、下記 6 項目（表 2）の取組状況を調査

表 2 アンケート調査項目

項目概要	確認内容
適合確認	対象製品が判断の基準に適合していることの確認方法
文書管理	対象製品が判断の基準への適合の根拠文書の作成及び管理方法
再評価	対象製品が必要に応じて判断の基準への適合の再評価と結果記録方法
適切表示	対象製品の環境表示方法
表示の整合性確保	対象製品の環境表示の整合性確保方法
問合せ対応	購入者等からの問い合わせ対応方法
その他	日本以外(海外)での環境表示の信頼性確保の取組状況、各ガイドラインの認知度、社内における情報共有、発注者への情報提供・提案(印刷のみ)

判断の基準：特定調達物品等の判断の基準

4. 結果

- 品目ごとの取組状況の概要は下記（表 3）のとおり

表 3 品目ごとの取組状況（アンケート結果）

品目	取組状況
コピー用紙	過去の古紙偽装問題への対処として、全事業者で根拠文書の管理や問合せへの対処・体制が実施・構築されている。適合の確認については業界としての取組みが進められているが、今後は更なる透明性の向上が望まれる。
ボールペン	適合確認について、エコマーク等の第三者認証環境ラベルを取得している事業者が多く、信頼性確保の取組みは進んでいるといえる。また、適合確認の際の根拠資料の管理については全事業者で証明書を含めた管理を行っている。
蛍光ランプ	適合確認は自社で行っている事業者が多い。また、適合確認の際の根拠資料についてはほとんどの事業者で適合確認の文書を管理しているが、内容についてはバラツキがある。両ガイドラインの認知度・活用度は高い。
事務机	適合確認は自社で行っている事業者が多いが、一部では自主的な試験・検査まで行っている。さらに、適合確認の際の根拠資料については、約半数で証明書も含めた管理を行っている。また、環境表示については、多くの事業者で説明分の付与や根拠資料の提供準備ができています。
LED ランプ	適合確認は自社で行っている事業者が多いが、多くの事業者で自主的な試験・検査を行っている。根拠資料の管理については、行っていないとの回答もあったが、概ね含有化学物質の証明書や試験結果等の管理は行われている。中小の事業者が多いため、今回のアンケート対象以外の事業者の信頼性が確保されているかどうか、確認していく必要がある。
カートリッジ(純正)	適合確認は自社で行っている事業者が多く、ほとんどの事業者で自主的な試験・検査を行っている。また、約半数で第三者認証も取得している。環境表示ガイドラインの要求事項への対応も進んでいる。海外からの原料調達や海外への販売実績が多い。
カートリッジ(再生)	環境表示ガイドラインの要求事項への対応度はやや低いですが、概ねカートリッジ（純正）事業者と同程度の取組みを行っている。業界団体で立ち上げた第三者認証制度である E&Q マークの運用も行っている。

制服	適合確認は自社で行っている事業者が多いが、エコマーク等の第三者認証環境ラベルを取得している事業者も半数程度みられた。根拠資料についてはほとんどの事業者で証明書等を含めた管理を行っている。中小の事業者が多いため、今回のアンケート対象以外の事業者の信頼性が確保されているかどうか、確認していく必要がある。
印刷	適合確認については業界団体が運営する第三者認証制度を活用している事業者が多い。また、上流の事業者や顧客と納品書や資材確認書等を利用した環境情報のやり取りがなされている。一方、根拠資料の管理についてはやや取組みが弱い部分がある。中小の参入事業者が多いため、今回のアンケート対象以外の事業者の信頼性が確保されているかどうか、確認していく必要がある。

5. 総括と今後の展開

- アンケート調査の結果、いずれの品目においても、信頼性確保ガイドライン及び環境表示ガイドラインに記載されている内容の取組が概ね実践されていることが確認された。
- 平成 21 年度には十分に実施されていたとは言えなかった特定調達物品等の判断の基準への適合確認についても、根拠資料の受け渡しや保存が確実に実施されるようになり、以前よりも状況は改善してきたと考えられる。
- 一方で、業界や事業者規模によっては、文書管理、再評価、適切表示、表示の整合性確保、問合せ対応について、取組が不十分な場合もあり、環境表示の信頼性確保のための取組には温度差がある状況と考えられる。
- なお、今回の調査は、各品目とも 10～30 製品を目安に業界団体から会員事業者をご紹介頂き、アンケート調査を実施したものであり、業界全体を網羅した調査ではない点には注意する必要があるが、印刷や LED ランプ等についてはアンケートを実施した事業者以外にも海外事業者や中小事業者が多数あり、海外事業者や中小事業者への普及啓発が課題と考えられる。
- 来年度以降についても、各品目に対して、継続的にアンケート調査を実施することで、両ガイドラインの内容について普及啓発を図るとともに、事業者の取組促進を目指すことが必要と考えられる。

取組状況調査結果（アンケート調査結果） 調査項目への回答状況

1. 適合確認

Q1-1：対象の製品が特定調達品目の判断の基準に適合していることを確認する方法について、お聞きします。どのような方法で判断の基準に適合していることを確認していますか。

平成 25 年度調査

	認 1 す 1 る 原 材 表 示 ・ 部 品 提 供 事 等 で 確 者	表 2 示 2 ・ 業 証 界 明 団 書 体 等 が で 実 確 施 す する る 検 証	認 3 す 3 る 者 による 評価 書で 確	4 その 他
コピー用紙(n=7)	3	5	4	3
ボールペン(n=7)	7	0	1	2
蛍光ランプ(n=5)	2	0	0	4

平成 26 年度調査

	原材料					生産工程												
	1 タ 1 認 記 載 又 は 証 明 書 等 で 確	2 提 供 事 業 者 に よ る カ	3 認 め 、 試 験 成 績 書 等 で 確	4 施 を 提 供 事 業 者 に 求 め 、 試 験 成 績 書 等 で 確	5 材 料 、 部 品 を 試 験 、 測 定 又 は 検 査 の 実 施	6 関 社 、 材 料 、 部 品 を 試 験 、 測 定 又 は 検 査 を 試 験 機 自 ら の 委 託 を 含 む	7 社 、 材 料 、 部 品 を 試 験 、 測 定 又 は 検 査 を 試 験 機 自 ら の 委 託 を 含 む	8 者 認 証 制 度 で 確 認	9 環 境 ラ ベ ル 等 の 第 三	10 5 原 材 料 そ の 他	11 又 は 工 程 の 記 録 等 の 監 査	12 結 果 で 確 認	13 で 実 施 し 、 監 査 ・ 調 査 機 関 の 監 査	14 又 は 工 程 の 記 録 等 の 監 査	15 で 実 施 し 、 監 査 ・ 調 査 機 関 の 監 査	16 リ ン テ ィ ン グ 認 定 制 度	17 8 【 印 刷 】 グ リ ー ン プ	18 9 生 産 工 程 そ の 他
事務机(n=9)	8		3		0		0		0		7		0		-		1	
LEDランプ・照明(n=13)	5		6		5		1		1		7		2		-		2	
カートリッジ（純正）(n=7)	4		5		4		3		2		5		2		-		2	
カートリッジ（再生）(n=6)	4		4		2		0		1		6		1		-		0	
制服(n=10)	7		5		0		3		0		6		2		-		0	
印刷(n=10)	10		-		-		6		2		6		0		4		0	

	最終製品					部品の処理、製品の回収・再利用						
	1 で 確 認	2 認 め 、 試 験 成 績 書 等 で 確	3 又 は 1 、 は 検 査 を 自 ら の 委 託 を 含 む	4 成 績 書 等 で 確 認	5 又 は 1 、 は 検 査 を 自 ら の 委 託 を 含 む	6 1 最 終 製 品 そ の 他	7 は 収 入 し 、 再 使 用 し 、 再 生 利 用	8 又 は 1 、 は 検 査 を 自 ら の 委 託 を 含 む	9 結 果 で 確 認	10 で 実 施 し 、 監 査 ・ 調 査 機 関 の 監 査	11 又 は 1 、 は 検 査 を 自 ら の 委 託 を 含 む	12 1 部 品 の 処 理 そ の 他
事務机(n=9)	9		2		0		-		-		-	
LEDランプ・照明(n=13)	8		9		2		-		-		-	
カートリッジ（純正）(n=7)	4		3		0		-		5		1	
カートリッジ（再生）(n=6)	6		1		0		-		4		0	
制服(n=10)	7		0		4		6		2		1	
印刷(n=10)	10		-		-		-		-		-	

その他（原材料）の回答

LED ランプ	「製造者である子会社及び協力工場が提供事業者による証明書等で確認」
カートリッジ 純正	「自社評価のしくみで評価」「グリーン調達基準を定め適合を確認している」
カートリッジ 再生	「弊社工程での再利用・資源化率より算定」
印刷	「オフセット印刷サービスグリーン基準ガイドライン」「ウェブサイト」

その他（生産工程）の回答

事務机	「工程の記録等の監査又は調査を部品調達先で実施」
LED ランプ	「確認せず」
カートリッジ 純正	「自社評価のしくみで評価」「グリーン調達基準を定め適合を確認している」

その他（最終製品）の回答

カートリッジ 純正	「基準に照らすと最終製品での確認は適切でない」「自社評価のしくみで評価」
-----------	--------------------------------------

その他（部品の処理）の回答

カートリッジ 純正	「自社評価のしくみで評価」
-----------	---------------

その他の回答

コピー用紙	「日本製紙連合会作成の「古紙パルプ」等配合率検証制度」に則って確認する」 「製造記録」 「古紙パルプ配合率は製紙連合会作成の検証制度に基づき確認している」
ボールペン	「製品仕様書および一覧」
蛍光ランプ	「社内評価による確認」 「トレーサビリティの確保されている自社測定」 「自社で JIS に基づく形式試験による確認。」

- コピー用紙については業界団体が実施する検証制度による評価書で確認している事業者が多い。
- ボールペン、印刷については全事業者が原材料・部品提供事業者による表示・証明書等で確認している。
- 印刷について、全事業者が最終製品に対して「設計書、仕様書等で確認」を行っている。生産工程については、業界団体が運営するグリーンプリンティング認定制度を使用している事業者も半数程度見られた。
- LED ランプ、カートリッジ（純正）、カートリッジ（再生）については、原材料について、証明書等での確認だけでなく、自主的に検査等を実施している事業者が多い。

Q1-2：どのような社内体制で判断の基準に適合していることを確認していますか

	を 1 行 各 つ 部 て 門 い が る 個 別 に 確 認	い 認 が 2 る し、総 。 た 各 括 内 部 管 容 門 理 を が す 把 個 部 握 別 門 し に 確	3 そ の 他
事務机(n=9)	6	4	0
LEDランプ・照明(n=13)	8	6	1
カートリッジ(純正)(n=7)	4	5	0
カートリッジ(再生)(n=6)	2	5	0
制服(n=10)	8	2	0
印刷(n=10)	9	0	3

統括管理する部門が、個別に確認した内容を把握している場合の部門名

事務机	「統括系」1社、「品質管理系」1社、「設計系」2社
LEDランプ	「品質管理系」4社、「環境系」1社、「技術・開発系」2社
カートリッジ 純正	「品質管理系」「環境系」3社、「開発系」1社
カートリッジ 再生	「品質管理系」3社、「製造系」1社、「開発系」1社
制服	「品質系」1社、「開発系」1社

その他の回答

LEDランプ	「開発部が専門に行っている」
印刷	「基幹システムにて用紙等の確認」「グリーンプリンティング(以下 GP)推進責任者」「営業部」

- 事務机、LED ランプ、カートリッジについて、「各部門が個別に確認している」パターンと「統括管理する部門が内容を把握している」パターンに二分される。制服と印刷については「各部門が個別に確認している」割合が高い。統括管理する部門については、環境系あるいは品質管理系部門が多い。

Q1-3：どのくらいの頻度で判断の基準に適合していることを確認していますか。

	1 始 す 新 規 時 に 製 品 製 造 を 開	2 表 示 ・ 証 明 書 等 で 確 認	3 そ の 他
事務机(n=9)	7	0	3
LEDランプ・照明(n=13)	10	3	4
カートリッジ(純正)(n=7)	6	1	3
カートリッジ(再生)(n=6)	6	0	2
制服(n=10)	9	1	0
印刷(n=10)	-	-	-

印刷については、受注生産になるため、質問していない。

その他の回答

事務机	「新規製造時、毎年1回」「毎年、判断の基準に対する適合確認を実施」「年1回」
LED ランプ	「顧客からの問い合わせ時。弊社では適合している旨の表示は、製品、カタログ、ウェブでは行っており、顧客からの問い合わせがあった際に、都度確認している。」「グリーン購入法規格変更時」「不定期抜き取り」「電気的検査・外観のみ出荷時に実施」
カートリッジ 純正	「リサイクルの基準への適合判断は年度毎」「基準改定時」「製品仕様で定義し、都度仕様を満足している事を確認している」
カートリッジ 再生	「仕様変更時」「基本方針更新・仕様変更時」

- どの品目も「新規に製造を開始する時」が多いが、「製造ロット毎」に確認している事業者も少数ある。

2. 文書管理

○対象製品における特定調達品目の判断の基準への適合の根拠となる文書の管理について

Q2-1：根拠となる文書を作成・管理していますか。

	YES	NO
コピー用紙(n=7)	7	0
ボールペン(n=7)	7	0
蛍光ランプ(n=5)	5	0
事務机(n=9)	9	0
LED ランプ(n=13)	11	2
カートリッジ(純正)(n=7)	7	0
カートリッジ(再生)(n=6)	6	0
制服(n=10)	9	1
印刷(n=10)	8	2

- コピー用紙、ボールペン、蛍光ランプ、事務机、カートリッジは全ての事業者で「根拠となる文

書の作成・管理を行っている」であるが、一部の分野について、「根拠となる文書の作成・管理を行っていない」事業者もみられた。

Q2-2：どのような文書ですか？あてはまるものをすべてチェックし、当該文書コピーを添付してください。

	録つ1 しい判 たて断 文確の 書認基 し準 たへ 履の 歴適 を合 記に	わつ2 るい判 文て断 書評の 価基 し準 たへ 結の 果適 に合 関に	具体的に					3 そ の 他
			証2 明- 書1	2 - 2 設 計 書 / 仕 様 書	書三2 者- 機3 関監 に査 よ報告 る書 評価(第 文	結2 果- 4 性 能 ・ 成 績 試 験	2 - 5 そ の 他	
コピー用紙(n=7)	7	5	4	5	-	-	3	0
ボールペン(n=7)	0	7	7	4	-	-	0	0
蛍光ランプ(n=5)	3	4	2	3	-	-	0	0
事務机(n=9)	2	8	4	5	0	0	3	0
LEDランプ・照明(n=10)	3	8	4	6	1	7	1	0
カートリッジ(純正)(n=7)	3	5	2	2	1	3	3	0
カートリッジ(再生)(n=6)	0	6	5	4	0	2	0	0
制服(n=9)	2	7	8	6	3	2	0	0
印刷(n=8)	-	3	3	4	1	-	2	2

判断の基準への適合について評価した結果に関わる文書(2-5 その他)の回答

コピー用紙	「製造時の実績データ」、「第三者認証の記録」、「適合品の製造日報」
事務机	「自社作成の調査票」「部品明細書」「素材使用量調査票(A票)」
LED ランプ	「開発時の「製品評価」。アンケート巻末の P11 ~13 貼」
カートリッジ 純正	「基準 への適合証明書」「設計/評価部門での記録」「リサイクルシステム説明図及び実績値」
印刷	「基幹システムによる標準作業指示書」「発注書、納品書」

根拠となる文書(3 その他)の回答

印刷	「作業委託契約書」「GP マーク表示印刷製品一覧表」
----	----------------------------

Q2-3：根拠文書等の保管管理体制について教えてください。

	保管方法	保管期間
コピー用紙	生産工場の生産に携わる部署にて、紙または電子媒体で保管	3 年
	原材料は購買部門、その他は技術開発部および製造部門に電子媒体および紙で保管	5 年
	文書	3 年
	原紙（票）は工場にて保管	3 年
	文書	5 年
	帳票等のファイル	3 年
	文書及び記録をファイリングして本社にて保管	古紙パルプに関わる文書及び記録は 3 年、バージンパルプに関わる文書及び記録は 5 年
ボールペン	企画部保管室	10 年
	書庫に保管	未定
	電子媒体	製造・販売中止まで
	文書等管理規定を定め、各担当部署による原本保管	10 年
	紙で保管	仕様変更時まで
	担当部署を決め、紙で保管	未定
	ファイルにて保管	無期限
蛍光ランプ	書類で保管	15 年
	品費記録	15 年
	文書管理（ISO9001:2008 システム）	最新版は永久管理
	開発 G にて保管	EOL 後 10 年（状況により開発 G で判断）
	書類で保管	10 年

品目	保管管理者	保管方法	保管期間
事務机	統括系	サーバーにて保管	
	品質管理系	電子データ	1 年更新
	品質管理系	文書（紙）をバインダーにて保管	製品の廃番まで
	設計系	電子媒体	廃盤後 10 年
	設計系	文書ファイル・電子データ	製品流通期間中
	設計系	グループウェア上で管理	10 年
	製品部門	紙媒体・電子媒体	
	調達系	ファイル及びデータ	製品廃止後 10 年
	技術・開発系	書面・データ	生産開始～生産終了後数年間
LED ランプ	技術・開発系	規定書棚にファイリングして保管	使用中止後 10 年
	品質管理系	電子データ	5 年
	品質管理系	データベース	13 年
	技術・開発系	押捺済みハードコピー	製品の生産終了後 10 年間
	技術・開発系	データベース	永久
	品質管理系	書類(紙)又は電子データの保存	5 年間
	営業系	紙および電子データ	製品のフェーズアウト後 6 年まで
	製品部門	電子媒体、データベース	永久保存
	製品部門及び環境系	電子文書	11 年
	製造部門	紙媒体	10 年

カートリッジ 純正	環境系	データベース	約 10 年
	技術・開発系	紙	生産終了後 10 年
	環境系	電子ファイルにてサーバー内に保管	3 年間
	設計系	紙/電子データ	各部門で規程した期間：3 年以上
	技術・開発系	イントラネットのサーバー	10 年
	環境系	P D F データ	7 年
カートリッジ 再生	品質・管理系	文書	5 年
	品質・管理系	データベース	永年
	技術・開発系	紙ベース、電子文書	該当機種生産終了時から 1 年 6 ヶ月 後まで
	技術・開発系	社内文書サーバー	定めていない
	製品部門	データ及び記録類	定めていない
	技術・開発系	データ	定めていない
制服	各部門	紙ファイル保管	製品製造販売期間中
	技術・開発系	扉付書庫にて紙面資料でファイリン グ	商品廃盤まで保管
	技術・開発系	表生地 of 原布規格書（紙）をファイ ルで保管	採用中～販売終了まで
	生産部	文書管理	廃盤まで
	生産部	紙	期限を設けて
	技術・開発系	データ及び紙媒体	5 年
	生産部	P D F ファイルで保管、原紙はファ イリング	製品が廃番（生産中止）になるまで
	営業系		
	環境系	文書保管	定めていない
印刷	環境系	電子ファイルにてサーバー内に保管	5 年
	営業系	ファイル	5 年
	生産部・営業系	基幹システムのサーバーにてデータ 保存	2005.7 月以降：標準作業指示書
	資材系	ファイリング	24 ヶ月
	GP 推進担当	紙ファイル及び電子媒体	現状少ないので無期限
	資材系	証明書のファイリング	5 年
	営業系	ファイリング	5 年

- どの事業者も紙もしくはデータにて数年以上保管することになっていることがわかる。特に製品の更新期間が長い蛍光ランプ、LED ランプ、事務机等に 10 年を超える長期保管もみられる。

3. 再評価

- 対象の製品における根拠文書等の再評価の方法等について

Q3-1：判断の基準への適合について Q1-2 の根拠文書等を必要に応じて再評価していますか。

	YES	NO
コピー用紙（n=7）	7	0
ボールペン（n=7）	6	1
蛍光ランプ（n=5）	5	0
事務机(n=9)	9	0
LED ランプ（n=13）	11	2
カートリッジ（純正）（n=7）	5	2
カートリッジ（再生）（n=6）	6	0

制服(n=10)	8	2
印刷(n=10)	-	-

- 根拠文書の再評価について、ほとんどの製品で再評価が行われているが、一部で行われていないケースもある。

Q3-2：再評価をしている場合、再評価するタイミングとして、あてはまるものをすべてチェックして下さい。

	と 1 き 判 断 の 基 準 の 変 更 の	と 2 き 設 計 ・ 仕 様 の 変 更 の	な 3 ど 原 材 変 更 ・ 部 品 調 達 先	4 製 品 ロ ッ ト こ と	5 そ の 他
コピー用紙(n=7)	6	7	5	-	2
ボールペン(n=7)	2	6	5	-	1
蛍光ランプ(n=5)	3	5	2	-	0
事務机(n=9)	8	9	8	0	1
LEDランプ・照明(n=10)	7	9	9	1	0
カートリッジ(純正)(n=5)	4	4	5	0	0
カートリッジ(再生)(n=6)	4	6	5	0	0
制服(n=8)	3	5	7	0	0
印刷	-	-	-	-	-

その他の回答

コピー用紙	「製造毎」、「年 1 回の内部監査部で過去 1 年間の製造実績を再検証」
ボールペン	「定期監査時」
事務机	「年 1 回」

4. 適切表示及び表示の整合性確保

○対象の製品の環境表示及びその整合性の確保の方法について教えて下さい。

Q4-1（印刷は Q3-1）：対象製品の環境表示の手法及び媒体について、あてはまるものをすべてチェックして下さい。また、具体的な環境表示について該当部分のコピー（カタログの写しや製品・包装の写真等）を添付して下さい。

	手法				媒体						
	1 説 明 文	2 シ ン ボ ル マ ー ク	3 図 表	4 そ の 他	1 製 品	2 包 装 、 容 器	3 カ タ ロ グ	4 店 頭 広 告 ・ 店 頭 表 示	5 ウ ェ ブ サ イ ト	6 報 道 媒 体 、 テ レ ビ や 新 聞 等 の 広 告	7 そ の 他
コピー用紙(n=7)	5	1	2	0	2	5	0	0	6	0	2
ボールペン(n=7)	4	4	0	1	4	3	7	0	5	0	0
蛍光ランプ(n=5)	5	1	1	2	2	1	5	0	4	0	0
事務机(n=9)	6	8	0	1	1	1	9	0	6	0	1
LEDランプ・照明(n=13)	6	5	2	2	0	1	7	0	8	0	3
カートリッジ（純正）(n=7)	4	3	1	0	0	0	3	0	7	0	0
カートリッジ（再生）(n=6)	3	3	0	1	2	2	2	0	3	0	1
制服(n=10)	3	8	1	1	9	0	8	0	1	0	0
印刷(n=10)	6	8	0	2	-	-	-	-	-	-	-

その他（手法）の回答

ボールペン	「文字表記」
事務机	「カタログの品番を色付け」
LED ランプ	「表示しておりません」「グリーン購入法の特定物品は販売しておりません。」
カートリッジ 再生	「適合証明書」
制服	「エコマーク」
印刷	「用紙供給証明書・古紙配合率証明書」「シンボルマークは GP 認証マーク」

その他（媒体）の回答

コピー用紙	「パンフレット」、「自治体広報」
事務机	「GPN：エコ商品ネット」
LED ランプ	「表示しておりません」「グリーン購入法の特定物品は販売しておりません。」「仕様図」
カートリッジ 再生	「客先要望より、書類発行」

- 製品の環境表示の手法について、「説明文」・「シンボルマーク」等で表示を行っている製品が多い。
- 環境表示の媒体については、ボールペン、蛍光ランプ、事務机、LED ランプ、カートリッジは「カタログ」あるいは「ウェブサイト」による表示が多い。制服は「カタログ」に加え、製品そのものに表示しているケースが多い。コピー用紙は包装・容器への表示も多い。

Q4-2：対象製品では、以下のような表示・表現（製品そのものへの表示、ホームページやカタログ、広告等を含みます）を行っているものをすべてチェックして下さい。

	表示1 グリーン購入法に 適合する	表示2 自社基準による 環境表示	第三者 認証 環境ラベル の	有4 を特定 する表 示の化 学物質 の含	の内5 参照先 （ウェブ サイト 等）	6 その他
コピー用紙(n=7)	6	1	1	0	7	1
ボールペン(n=7)	6	1	5	0	-	0
蛍光ランプ(n=5)	5	0	0	1	-	0
事務机(n=9)	9	4	2	2	-	0
LEDランプ・照明(n=13)	9	0	1	1	-	3
カートリッジ（純正）(n=7)	5	0	3	0	-	2
カートリッジ（再生）(n=6)	3	0	3	0	-	1
制服(n=10)	8	0	8	0	-	0
印刷(n=10)	-	-	-	-	-	-

印刷については納品書等で環境情報の提供がされている（添付資料で確認）ことから質問していない。

自社基準による環境表示の回答

コピー用紙	「古紙パルプ配合率、総合評価値」
ボールペン	「グリーン購入法適合商品、再生工場」
事務机	「つくる時、つかう時、はこぶ時、すてる時のいずれに対応しているかを表示」「グリーンウェブ」「2015年版カタログより削除予定」「自社基準で選定した製品に環境マークを記載」

エコマーク、エコリーフ、FSCなどの第三者認証環境ラベルの回答

コピー用紙	「FSC 森林認証ラベル」
ボールペン	「エコマーク」、「エコマーク」
事務机	「エコマーク」「FSC 一部商品のみ」
カートリッジ 再生	「エコマーク取得製品」「E & Q マークラベル」
制服	「日本環境協会エコマーク、日被連エコユニフォームマーク」「エコマーク認定番号ラベルを付けている」「公益財団法人 日本環境協会」「エコマーク」

特定の化学物質の含有を示す表示の回答

事務机	「低ホルム材」
LED ランプ	「RoHS 規制準拠の文書記載」

その他の回答

コピー用紙	「古紙パルプ配合率」
LED ランプ	「表示しておりません」「対象商品にアイコンを付与」「グリーン購入法の特定物品は販売しておりません。」
カートリッジ 純正	「会員登録により消耗品の無料引き取り」「使用プリンター本体に表示」
カートリッジ 再生	「一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会(AJCR)が実施する E&Q マーク認証システム」

- ボールペン、カートリッジ、制服においてエコマーク等の第三者認証環境ラベルを表示している事業者の割合が高い。
- 事務機については、第三者認証環境ラベルを表示している事業者も見られるが、自社基準による環境表示を行っている事業者の割合が高い。

Q4-3：環境表示に関して、環境表示ガイドラインの要求事項への対応状況について該当するものすべてにチェックしてください。

	境 1 主 あ 張 い は ま 行 い わ な な 表 い 現 こ や と 環	明 2 文 環 を 境 付 主 け 張 る の こ 内 と 容 に 説	と 法 要 3 が な 環 提 デ 境 供 ！ 主 可 タ 張 能 及 の で び 検 あ 評 証 る 価 に こ 方 必	に 価 る 4 な 、 比 製 さ 数 較 品 れ 値 主 又 て 等 張 は い に は 工 る よ L 程 こ り C に と 適 A お 切 評 け	能 の 5 で 情 評 あ 報 価 る に 及 こ ア び と ク 検 せ 証 ス の が た 可 め
コピー用紙(n=1)	1	1	1	0	0
ボールペン(n=1)	1	0	1	0	0
蛍光ランプ(n=0)	0	0	0	0	0
事務機(n=9)	8	6	5	0	1
LEDランプ・照明(n=13)	7	3	3	0	1
カートリッジ(純正)(n=7)	7	4	4	4	4
カートリッジ(再生)(n=6)	5	2	5	2	1
制服(n=10)	8	2	3	1	1
印刷(n=10)	-	-	-	-	-

コピー用紙、ボールペン、蛍光ランプは「自社基準による環境表示」を行っているとは回答した方のみ回答
印刷については納品書等で環境情報の提供がされている（添付資料で確認）ことから質問していない。

- 「あいまいな表現や環境主張は行わないこと」は実施している割合が高いが、LCA 評価や根拠データの公開については割合が比較的低くなっており、情報開示が今後の課題といえる。

Q4-4：複数の媒体における環境表示について、表示内容の整合性確保の具体的な方法について教えて下さい。

コ ピ ー 用 紙	製造毎に確認
	設計基準書を基に表示内容を決定
	定期的な監査時の確認
	品質試験、古紙パルプ検証システム、内部監査等
	説明文等の表示については整合性確保に努めている
	証明書提出
ボ ー ル ペ ン	洋紙部（営業）が関係部署と連携をとり、表示の整合性確保を行っている。
	環境担当部署が原稿の校正に関わる
	チェックリストによる整合性確認
蛍 光 ラ ン プ	カタログの作成時、および材料や配合の変更時
	カタログ表記も社内での確認
	同じ基本データを使用している
	カタログ及びホームページ管理を主管しているホームページ委員会にて確認・承認フローを実施

事務機	毎年の適合確認の結果に基づいて、カタログ表示が適切かどうか確認を実施している
	新規に製品製造を開始する時に整合性を確認
	カタログ管理情報から抜粋する場合のみ他媒体で表示可
	管理部門にて内容確認
	社内データベースにて元データを一元管理
	定期的なチェック
	カタログ掲載情報を基に、それ以外の表示をできる限り行わないようにする
LED ランプ	同じ基本データを使用している
	カタログ表記内容をそのまま WEB へ転記することにより整合性の確保を行っている。
	仕様書・仕様図
カートリッジ 純正	複数媒体での環境表示の事例なし
	自社内のガイドラインでの運用
	「広告とカタログでの表示リスク未然防止」ルールをグループで作成し順守している
カートリッジ 再生	第三者審査機関による、環境管理・品質管理基準に基づいた審査を毎年 1 回実施。
制服	営業管理室（一応部門）が管轄している
	カタログ以外表示しない
	エコマーク認定番号を表示
	提供事業者による証明書、カタログ
	エコマーク使用の手引きに基づく運用
	第三者認証環境ラベル製品のみでの表示とし、外部機関のチェックを受けての表示にしている。具体的には、エコマーク認定商品についてのチェック。

5. 問合せ対応

Q5-1（印刷は Q4-1）：対象製品への問合せがあった際の対応を教えてください。

	書 1 ・ い 判 記 る 断 録 旨 の を を 基 提 準 に 示 証 に す す 適 る る 合 文 し	2 そ の 他
コピー用紙(n=7)	7	0
ボールペン(n=7)	5	2
蛍光ランプ(n=5)	3	2
事務机(n=9)	8	1
LEDランプ・照明(n=13)	8	2
カートリッジ（純正）(n=7)	6	2
カートリッジ（再生）(n=6)	6	0
制服(n=10)	8	0
印刷(n=10)	7	2

その他の回答

ボールペン	「ケースバイケース」「製品カタログで対応」
蛍光ランプ	カタログにて説明 カatalogに適合商品を記載し、紹介可能
事務机	「自社フォーマットにて回答」
LED ランプ	「適合する旨の回答のみ」「ウェブサイト掲示リストの提供。 場合によって、根拠資料の提供」
カートリッジ 純正	「問い合わせの要求に合わせて回答」「都度文書回答」
印刷	「実例はないが、問い合わせ等があれば担当営業・担当部署が説明する」「口頭で説明」

- 問合せがあった際の対応について、概ね「判断の基準に適合している旨を保証する文書・記録を提示する」「説明」等で対応されていることがわかる。

Q5-2（印刷はQ4-2）：社内体制（対応マニュアル、対応フロー図、体制図等）はありますか？

	YES	NO
コピー用紙（n=7）	7	0
ボールペン（n=7）	3	4
蛍光ランプ（n=5）	4	1
事務机(n=9)	6	3
LED ランプ（n=13）	9	4
カートリッジ（純正）(n=7)	7	0
カートリッジ（再生）(n=6)	4	2
制服(n=10)	3	7
印刷(n=10)	3	7

- 事務机、LED ランプ、カートリッジについては半数以上が問合せへの「社内体制等がある」と回答したが、制服と印刷については「社内体制等がある」と回答した割合が低くなっている。

6. その他（自由意見、特徴的な取組など）

Q6：環境配慮型製品に関する表示およびその信頼性確保について、上記のほか、貴社での特徴的な取組等がありましたらお教え下さい。また、信頼性確保の取組や適切な環境表示等で課題や意見がありましたら教えて下さい。

コピー用紙	環境配慮に対する尺度について、関係者間で十分議論し明確にすることが、信頼性確保に最も重要と考えます。
ボールペン	筆記具に関しては各社ほぼエコマークを取得しているので、エコマーク認定商品以外の環境配慮型製品は信頼性が低く思われ、表示するメリットがあまり感じられない。
事務机	国産材、地域産材を活用した製品について、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）の「個別企業等の独自の取組による証明方法」に準拠した体制で、表示の信頼性確保に努めている
LED ランプ	環境配慮型製品に関する表示は行っていない。自社グループ内での取組を実施。 環境本部にて全社的な仕組みづくりを行い、各事業部がそれに基づいて運用している。
カートリッジ 純正	監査等により市場全体での適合確認の透明性が増し、公平性が担保されることを強く望みます。将来的には他国と同様、タイプ ラベル（第三者認証）をガイドとするグリーン調達仕組みが整備されることを期待します。
カートリッジ 再生	課題として、リサイクルトナーカートリッジ故に純正メーカーの製造した部位・部品については、リサイクルメーカーでは保証の裏付けができない点について、ユーザーの認知度がまだ低く、場合により説明を要する点があります。 エコマークを取得
制服	エコマーク申請手続きが煩雑である。
印刷	CFP を活用したカーボン・オフセット制度を利用して、社用印刷物でどんぐり認証を積極的に取得し、対象読者に配布するとともに、お客さまにもどんぐり認証の取得サービスを提供し、CFP とカーボン・オフセットの普及促進に努めています。

	自社基準によるグリーン製品認定制度を実施。CSR 報告書、HP に掲載
	当社は印刷業として日本印刷産業連合会の GP 認定工場の資格を有しているため、当社の環境配慮型印刷製品には顧客との合意の上 GP マークを表示しています。また ISO14001 認証取得や、CSR 認証において、顧客や社会に対する責任も果たしていると考えております。ただ GP マークの認知度が少なく、当社の環境配慮型印刷物全体に表示する割合は低く、顧客に説明し、認知度を高め、GP マークを付けた印刷物を増やして行くことが今後の課題です。
	総合評価値 80 以上の用紙が少ない
	製版部門において、廃液ゼロを実施
	発注者である地方自治体より、われわれの業界のほうに知識経験が豊かであると思われるが、地方自治体側に積極的な運用の意志があまりみられないので、宝の持ち腐れの面があります。発注者側への啓発普及が肝要であると思います。

7. 日本以外（海外）での環境表示の信頼性確保の取組状況

Q7-1：海外からの原料や部品等の調達をしていますか。

	YES	NO
事務机(n=9)	5	3
LED ランプ (n=13)	11	2
カートリッジ（純正）(n=7)	6	1
カートリッジ（再生）(n=6)	5	1
制服(n=10)	2	7
印刷(n=10)	3	7

- LED ランプ、カートリッジについては海外からの調達が多いが、事務机では約半数、制服、印刷については少数となっている。

Q7-2：海外からの調達に際して具体的な環境表示の信頼性確保の取組について教えてください。

事務机	金属部品に関して、SDS 入手により含有化学物質情報の把握に努めています 国内と同様に、原材料メーカーの証明書を手入するとともに、ホルムアルデヒド放散速度については、必要に応じて製品の試験、測定又は検査を外部試験研究機関で実施し、試験成績書等で確認している。 調達先からの部品明細書を確認取得 ホルムアルデヒド放散速度の確認、合法木材の確認 証明書の発行、海外自社工場での一括管理
LED ランプ	当社規定フォーマットによる使用禁止環境負荷物質が含有されていないことを宣言する書面の提出を調達先に義務付けている ISO9001、ISO14001 に基づいて、サプライヤーの評価を行い、信頼できないところからは購入していない。 試験成績書の確認 各製品でロット毎に判断の基準に対する適合確認を実施。 社内ルールを適用して各仕入メーカーからの開示を要求している。 日本国内と同様に行う 社内試験や業者作成資料による

カートリッジ 純正	保障書類、AIS データを取得している。自社のグリーン調達基準書を基にしてサプライヤーに含有化学物質を確認。
	国内調達の場合と同様
	特定の含有物質の確認
	グリーン調達基準の適用
	自社グリーン調達基準を遵守させている
カートリッジ 再生	特定の化学物質についての証明書発行の依頼
	生産メーカーに対して、国内・海外の環境基準に抵触する物質の不使用を確認しています
	○ 提供事業者による証明書等で確認 ○ 原材料・部品を試験、測定又は検査の実施を提供事業者に求め、試験成績書等で確認 ○ 原材料・部品を試験、測定又は検査を自社で実施（外部試験機関への委託を含む）
	自社が指定する対象化学物質について使用の有無を確認している。MSDS を入手している。
	含有する特定の化学物質の確認など
制服	原材料（生地は国内産）附属品（芯地）スレーキ等の一部のみ仕入れ（国内品に準拠するものを選ぶ）
印刷	（化学物質管理）海外サプライヤーに対しても、「自社グループ原材料含有化学物質管理基準」で定めた禁止化学物質と管理化学物質への対応を依頼している。

- 根拠文書の入手などについて海外でも日本国内と同様な対応を求めていることが確認された。調達先からの証明書の提出に加え、試験成績書などのより詳細な根拠文書の開示を求めたり、改めて自社で検査を実施するケースがみられる。また、カートリッジ純正については自社のグリーン調達基準の順守を求める事例が多い。ISO9001、ISO14001 でサプライヤーの評価をしている事例もあった。

Q7-3：海外への製品の出荷や販売等を行っていますか。

	YES	NO
事務机(n=9)	0	8
LED ランプ (n=13)	4	9
カートリッジ（純正）(n=7)	6	1
カートリッジ（再生）(n=6)	0	6
制服(n=10)	0	10
印刷(n=10)	1	9

- LED ランプ、カートリッジ（純正）については海外への出荷を行っている事業者が多いが、他の品目についてはほとんど海外への出荷を行っていない。

Q7-4：海外への製品の出荷や販売等に際して具体的な環境表示の信頼性確保の取組について教えて下さい。（例えば、英文の適合宣言書の添付やＨＰでの試験研究結果の公表など）

LED ランプ	WEEE 指令、CE マーク、エナジーラベルを表示 WEB 上にて適合宣言実施
カートリッジ純正	外部から依頼があった場合は、エビデンスを基にして宣言書等を提示。 海外各国ではタイプ（第三者認証）の環境ラベルを取得しており、製品毎にその取得の有無を告知している。 英文でのカタログ表示 自社評価のしくみで評価 適合宣言書の発行、EPEAT 関連情報の開示、MSDS の開示 海外だから特別という取り組みはしていないが、自社品質マネジメント基準に則り、受け入れ検査、出荷検査などを実施している
印刷	（海外への部材販売について）●透明フィルム・・・部材なので環境表示はなし。塩素などの有害物質不使用証明は発行可能。●建装材・・・フローリング材ではエコマーク認定、リサイクル素材建材ではＣＡＳＢＥＥ認定により信頼性を確保。

Q7-5：海外で製造・販売する際、環境表示の信頼性確保の取組が行われている事例等があれば教えて下さい。（海外での原料や製品流通に際して、当該国や地域での規定など）

LED ランプ	EU において抜き取り検査が行われている WEB 上にて適合宣言実施
カートリッジ純正	海外での原料や製品流通に際しては、当該国や地域での環境法規制を遵守している。 自社評価のしくみで評価 当該国や地域の規定に従っている
印刷	顧客からの要請で、欧州に輸出している壁紙や紙製パッケージに関して、EU 木材規制によってそれぞれの紙に使用している木材チップの合法性の確認調査を実施した。

8. 発注者とのコミュニケーション、環境表示の実績（印刷のみの質問）

Q5-1：上記指定製品以外も含め、国及び独立行政法人、地方公共団体等の印刷物の発注者との間で、以下のような事項についてのコミュニケーション（印刷業務の受注後に、仕様書の範囲内で可能な環境配慮の取組み等の以下の項目について、印刷物の発注者への提案や紹介など）を行っていますか。あてはまるものを選んでください。採用の有無は別として提案や紹介の事例の有無を回答ください。

	値 1 の印 内刷 容用 紙の 総合 評価	2 F S C 等 の 認 証 紙	3 間 伐 材 使 用 紙	法 リ ラ 4 サン イク クリ ルス 適ト 性の 表示 方と 性	総 合 5 再 評 価 紙 値 (R マ ー ク 、	境 6 配 植 慮 物 油 型 イ ン キ 等 の 環	7 イ ン キ の 化 学 安 全 性	慮 8 印 刷 各 工 程 の 環 境 配	ン 9 グ リ ー ン 認 定 制 度 プ リ ン テ ィ	10. そ の 他
印刷(n=10)	6	5	2	6	7	9	2	4	4	1

- 「環境配慮型インキ」「再生紙（R マーク、総合評価値）」等の割合が高いが、全ての事業者が何らかの環境配慮事項の提案や紹介を行っている。

Q5-2：印刷物への環境情報の表示について、民間事業者も含めて、どの程度の実績 がありますか。あてはまるものを選んでください。＜（中小企業の方のみ）実績割合は、受注全体の中で当該マークの表示を行った件数の概ねの割合を回答ください＞

	1 F S C マ ー ク	2 間 伐 材 マ ー ク	3 再 生 紙 (R マ ー ク)	4 植 物 油 インキ マ ー ク	5 制 度 ン 5 G P マ ー ク ン テ ィ ク ン グ (グ リ ー 認 定)	6 そ の 他
印刷(n=10)	5	1	9	9	3	2
実績割合	0～1割	-	0～9割	0～7割	0～0.1割	水なし印刷 :0.1割

その他の回答

印刷	「CFP、カーボン・オフセット」「水なし印刷マーク」
----	----------------------------

- 「再生紙（R マーク）」「植物油インキマーク」の採用割合が高い。
- 大規模印刷事業者では、商業・出版印刷分野における環境マーク付製品の売上金額を集計できる仕組みを構築中。

9. 環境表示ガイドラインの認知度、活用状況

○環境表示ガイドラインの認知度について

	1 よ く 知 っ て い る	2 知 っ て い る	3 聞 い た こ と が あ る	4 知 ら な い	5 そ の 他
コピー用紙(n=7)	1	3	3	0	0
ボールペン(n=7)	2	5	0	0	0
蛍光ランプ(n=5)	1	3	1	0	0
事務机(n=9)	0	7	2	0	0
LEDランプ・照明(n=13)	3	9	1	0	0
カートリッジ（純正）(n=7)	1	3	3	0	0
カートリッジ（再生）(n=6)	0	4	1	1	0
制服(n=10)	0	4	3	3	0
印刷(n=10)	0	9	0	1	0

○環境表示ガイドラインの活用状況について

	1 準 拠 し て い る	2 参 考 に し て い る	3 特 に 参 照 し て い な い	4 そ の 他
コピー用紙(n=7)	3	1	3	0
ボールペン(n=7)	3	4	0	0
蛍光ランプ(n=5)	1	3	1	0
事務机(n=9)	0	9	0	0
LEDランプ・照明(n=13)	4	7	3	0
カートリッジ(純正)(n=7)	2	3	2	0
カートリッジ(再生)(n=6)	1	3	2	0
制服(n=10)	2	3	4	1
印刷(n=10)	1	4	5	0

その他の回答

制服	エコマーク認証を受けることで準拠している
----	----------------------

環境表示ガイドラインについて、ご意見、ご要望

印刷	当社(印刷業)としては、オフセット印刷サービスグリーン基準ガイドラインを準拠しGP認定工場の認証規格で社内管理されておりますので問題ないと考えております。
----	---

10. 信頼性確保ガイドラインの認知度、活用状況

○信頼性確保ガイドラインの認知度について

	1 よ く 知 っ て い る	2 知 っ て い る	3 聞 い た こ と が あ る	4 知 ら な い	5 そ の 他
コピー用紙(n=7)	1	3	3	0	0
ボールペン(n=7)	1	6	0	0	0
蛍光ランプ(n=5)	2	2	1	0	0
事務机(n=9)	0	5	3	1	0
LEDランプ・照明(n=13)	4	7	2	0	0
カートリッジ(純正)(n=7)	1	3	3	0	0
カートリッジ(再生)(n=6)	0	4	0	2	0
制服(n=10)	0	3	3	4	0
印刷(n=10)	0	6	2	2	0

○信頼性確保ガイドラインの活用状況について

	1 準 拠 し て い る	2 参 考 に し て い る	3 特 に 参 照 し て い な い	4 そ の 他
コピー用紙(n=7)	3	1	3	0
ボールペン(n=7)	2	5	0	0
蛍光ランプ(n=5)	1	3	1	0
事務机(n=9)	0	7	2	0
LEDランプ・照明(n=13)	5	6	2	0
カートリッジ(純正)(n=7)	2	2	3	0
カートリッジ(再生)(n=6)	1	4	1	0
制服(n=10)	0	3	6	1
印刷(n=10)	1	4	5	0

その他の回答

制服	エコマーク認証を受けることで準拠している
----	----------------------

信頼性確保ガイドラインについて、ご意見、ご要望

印刷	Q8-3 の内容とほぼ同じですが、顧客からの問い合わせ等の要望には、その要望に沿った形で対応する考えです。また GP マーク表示についても顧客に説明し、同意を得る形での表示なので問題ないと考えます。
----	---

11. 社内における環境表示の信頼性確保のための情報共有

	1 共 有 さ れ て い る	2 概 ね 共 有 さ れ て い る	3 一 部 共 有 さ れ て い な い	4 共 有 さ れ て い な い	5 そ の 他
コピー用紙(n=7)	4	3	0	0	0
ボールペン(n=7)	1	5	0	1	0
蛍光ランプ(n=5)	3	2	0	0	0
事務机(n=9)	0	7	2	0	0
LEDランプ・照明(n=13)	5	6	2	0	1
カートリッジ(純正)(n=7)	3	2	1	0	1
カートリッジ(再生)(n=6)	0	4	2	0	0
制服(n=10)	2	4	1	2	0
印刷(n=10)	4	3	3	0	0

その他の回答

LED ランプ	CE マークの必要条件については情報共有している
カートリッジ 純正	エビデンスを環境担当部門が管理

12. 回答者の属性

	部署	団体数
コピー用紙	洋紙部	2
	技術・開発系	2
	品質管理系	2
	営業系	1
ボールペン	企画系	2
	環境系	2
	生産部	1
	品質管理系	2
蛍光ランプ	製造部	2
	環境系	2
	技術系	1
事務机	技術系	3
	営業系	1
	製品系	1
	開発系	3
	総務系	1
LED ランプ	技術・開発系	5
	照明部	5
	品質管理系	1
	広報系	1
カートリッジ 純正	企画系	3
	環境系	3
カートリッジ 再生	統括部	1
	製造部	3
	営業系	1
	品質管理系	2
制服	開発系	1
	総務系	3
	生産系	2
	営業系	3
	品質管理系	1
印刷	購買系	1
	品質管理系	1
	代表者	2
	総務系	1
	環境系	2
	経理系	1